# ID:　242

## 担当部署:　上下水道課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 排水設備の計画の確認 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町農業集落排水処理施設条例　第7条第1項 |
| **例規番号** | 平成17年条例第131号 |
| 【根拠条文】(排水設備の計画の確認)第7条　排水設備の新設又は増設若しくは改築(以下「新設等」という。)をしようとする者は、その計画が排水設備の設置及び構造に関する基準に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。2　前項の規定により、確認を受けた事項を変更しようとする時も同様とする。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |